

新いわき民報

THE IWAKI MINPO

2018年（平成30年）12月4日（火曜日）

第22066号

仙台 高裁 いわき避難者訴訟

控訴審 始まる ふるさと喪失の争点に

東電福島第一原発事故に伴い、双葉郡からいわき市などに避難する住民ら216人が、ふるさと喪失の慰謝料など計18億8070万260円の損害賠償を求め、東電を訴えた訴訟（いわき避難者訴訟）の控訴審が3日、仙台高裁（小林久哉裁判長）で始まった。

一番の争点はいわき支部では総額1億3300万円の請求を行い、3月の判決では約6億1000万円の支払いが認められた。ただ精神的慰謝料とふるさと喪失の慰謝料が争点だ。個別の事情に考慮しない内情を踏まえ、一部の請求は棄たされた。控訴審の第一回口頭弁論では、原告団長の早川麗さん（79）＝楢葉町に焼き、小川貴永さん（48）＝双葉町から県復興公営住宅「勿来酒井団地」に避難しが意見陳述に立った。

早川さんは原発の安全性について指摘した過去を振り返りながら、「人が戻って生活が営まれることでコミュニティは再生すると避難指図が解除されても住民の帰還は進まず、原発事故の被害が続いていると強調した。

小川さんは養蜂業を廃業せざるを得なかった苦しみを吐露した上で「私たちは帰れる場所を無くした。（控訴審では）公正な判断をお願いします」と述べた。

東電も地裁いわき支部の判決を不服として控訴しており、一審判決を取



り消し、原告の訴えを切棄するよう主張しているが、控訴状の提出で、不出廷した代理人弁護士は意見陳述は行わなかった。

原告弁護団は閉廷後、本人尋問に加え、現地検証の実施を要請すること

を明らかにした。現地検証は地裁いわき支部の審理では実現した。

原発事故を巡っての集団訴訟は全国約30あり、控訴審の審理が開始したのは、いわき避難者訴訟で7カ所目。今回は来年2月18日午後2時から。